

みんなで知ろう!なくそう カスタマーハラスメント!

飯塚市では、市民の皆様、市職員の安心安全を図るとともに、行政サービスの提供に支障をきたすことのないよう、「飯塚市不当要求行為等対策条例」を令和7年7月1日から施行します。

引き続き、皆様のご相談、お問合せには丁寧な対応に努め、ご意見等にも真摯に耳を傾けてまいりますので、下図のような事例等の際には、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

不当要求
行為等
対策条例
(市HP)



複数人数での対応

ご相談の内容等によっては、複数の職員で対応します。また、担当職員のご指名には応じかねます。



1

ご相談内容の確認

ご相談について、その場で回答できない場合は、よく確認をして後日回答する場合があります。

また、ご相談時間は電話を含め、30分程度を目安として対応します。



2

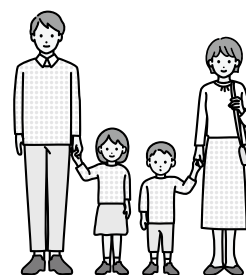


関係機関との連携

ご相談の内容等によっては市役所内部はもちろん、警察や弁護士等の関係機関と連携し、対応します。

3

4



プライバシーの保護

ご相談等とは関係のない市職員等の個人情報についてはお答えいたしかねます。

上記以外にも、他のお客様のご迷惑となるような言動・行為が確認され、行政サービスの提供に支障をきたす場合や、職員の安全が確保できない場合はご対応を終了し、又は退去を求めたり警察に通報するなどの対応をとる場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。